

川根本町 地域公共交通計画



地域に愛される 地域公共交通

～ はじめに ～

川根本町では、令和8年度から令和 12 年度までの5年間を計画期間とする「川根本町地域公共交通計画」を策定し、基本理念を「暮らしとまちづくりを みんなで支える 持続可能な公共交通サービス」と定めました。この基本理念に基づき、地域の皆さまと力を合わせて、地域に愛される地域公共交通サービスの実現を目指します。

本計画では、この基本理念を実現させるため、「町外へのおでかけを支える公共交通サービスの提供」、「町内へのおでかけを支える公共交通サービスの提供」、「関係者間連携による一体的な公共交通サービスの提供」、「まちづくりを支える公共交通サービスの提供」の4つの計画目標を定めました。

また、それぞれの計画目標を達成するため、「町外交通の維持」、「町内交通の充実」、「交通・まちづくりの連携」及び「公共交通の利用促進」の4つの施策を実施します。これらの施策を通じて、地域に適した移動手段の維持・改善、関係者間の協力強化及び公共交通サービスの利便性向上を積極的に推進します。

現在、当町は全国的にも高齢化率が高く、町民の多くが自家用車による移動に依存しています。また、各公共交通サービスにおける深刻な運転手不足等、多くの課題を抱えている状況です。こうした諸課題の解決に向けて、利便性向上に資する、既存の公共交通サービスの見直しや公共ライドシェア等の新たな公共交通サービスの導入を検討します。本計画を通じて、町民の皆さまや当町を訪れる観光客の皆さまにとって望ましい交通ネットワークの構築を目指します。

将来にわたって安定的に運行できる交通体系を維持・発展させるために、町として関係各課が連携し、一丸となって公共交通事業に取り組み、本計画の確実な実行に努めてまいります。町民の皆さまにおかれましても、当町の地域公共交通行政に対して、引き続き御支援と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、本計画策定にあたり、お忙しい中、御協力いただいた地域公共交通会議委員及びバス路線対策委員会委員の皆さまをはじめとする多くの関係機関・関係団体の皆さま、住民ワークショップや町民アンケート調査をはじめとする、各種アンケート調査に御協力いただいた皆さまに心より感謝申し上げます。

令和7年 10 月

川根本町長 藺田 靖邦

[目 次]

～川根本町における公共交通の重要性～	1
第 1 章 計画の概要	2
1. 計画策定の背景・目的.....	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象区域	2
4. 計画期間	2
第 2 章 川根本町の地域公共交通の現状および課題	3
第 3 章 地域公共交通が目指す方向性	9
1. 基本理念	9
2. 計画目標および評価指標.....	10
3. 目指す公共交通ネットワーク	11
第 4 章 計画目標達成に向けた施策および事業	12
1. 事業一覧.....	12
2. 事業の詳細	13
3. 実施スケジュール	25
第 5 章 計画の推進体制	26
1. 推進体制	26
2. 進捗管理手法	26
資料編	27
1. 検討体制・経緯	28
2. 各種調査	31
3. 用語解説	33

～川根本町における公共交通の重要性～

地域公共交通は、地域の生活や観光来訪にとって不可欠なものであり、その充実が日常生活の利便性向上に大きく貢献します。さらに、観光振興、定住促進、商業の活性化、健康増進といった多様な分野にも波及効果をもたらすことが期待されます。

例えば、観光客が訪れやすくなることで地域経済が活性化し、町の魅力向上につながります。また、住民にとっては、通学や買い物、通院の負担が軽減され、より快適な生活環境が実現されます。さらに、地域の商業施設へのアクセスが向上すれば、地元店舗の利用が促進され、地域経済の循環が強化されます。加えて、外出の機会が増えることで住民の健康増進にも寄与します。

本計画では、こうした公共交通の充実による幅広い効果を見据え、持続可能で利便性の高い交通体系の構築を目指します。住民の皆さまと共に、より良い地域公共交通のあり方を考え、実現していくことが重要です。

オーバーツーリズムにも配慮しながら、“地域の生活を第一に”公共交通を検討します。

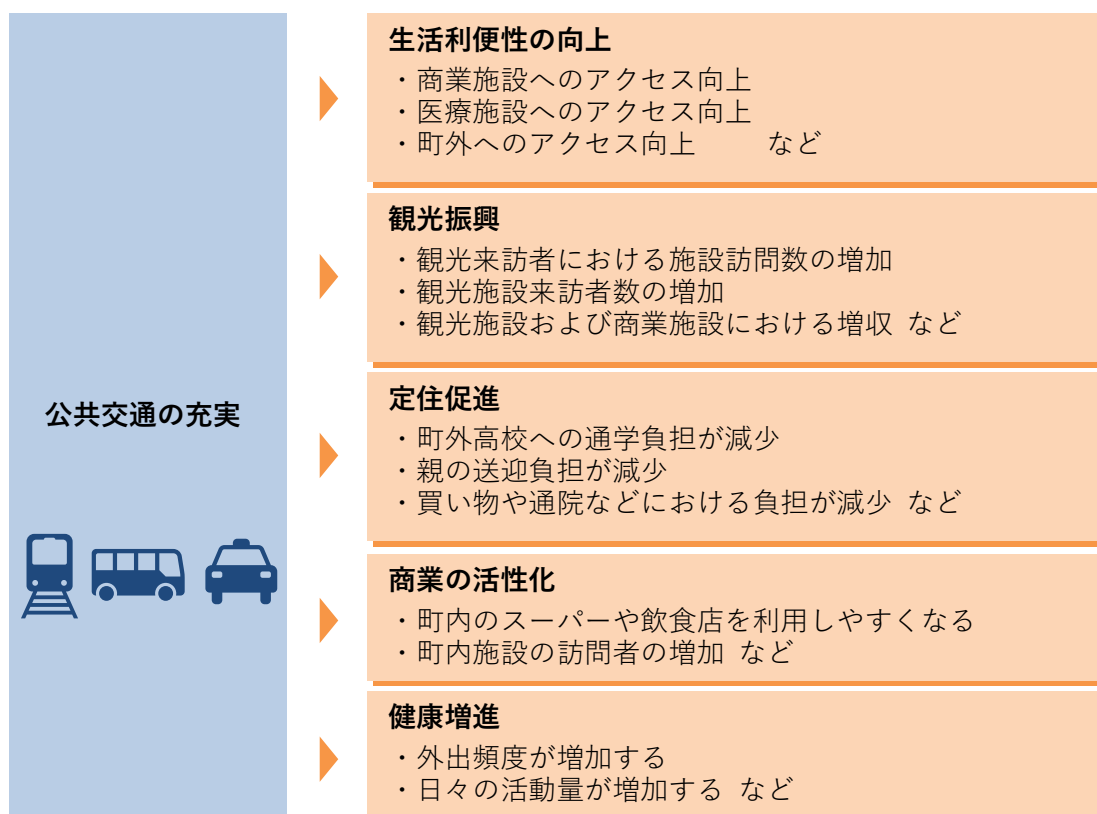


図 公共交通の充実による効果（例）

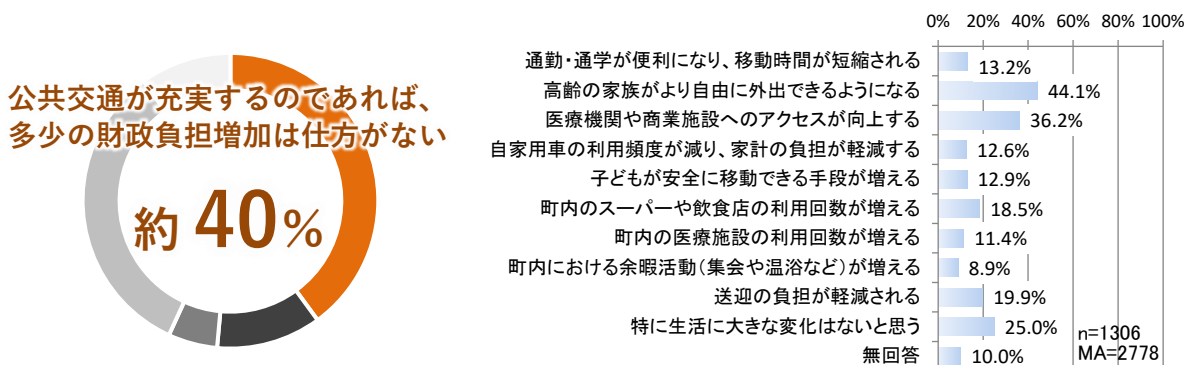


図 公共交通に対する町の財政負担の考え
(令和6年度町民アンケート調査)

図 公共交通の充実による生活の変化
(令和6年度町民アンケート調査)

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・目的

本町では、高齢化の進行や高い自家用車依存、公共交通の担い手不足等の問題を抱えています。特に、高齢者や免許を返納した方の移動手段の確保、通学・通院・買い物などの生活交通の利便性向上が求められています。また、観光資源を活かした地域振興の観点からも、公共交通の充実が重要な課題となっています。

本町の地域公共交通を取り巻く様々な課題や今後の社会経済情勢の変化に対応し、地域にとって望ましい交通ネットワークを構築するとともに、持続可能な地域公共交通の実現を図るため「川根本町地域公共交通計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である川根本町総合計画や、関連計画である川根本町観光戦略プラン等と整合を図り、第2次川根本町総合計画で掲げる目指すまちの姿である「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」を実現するための地域公共交通のマスタープランとして位置づけます。

なお、本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条の規定に基づき策定するものです。

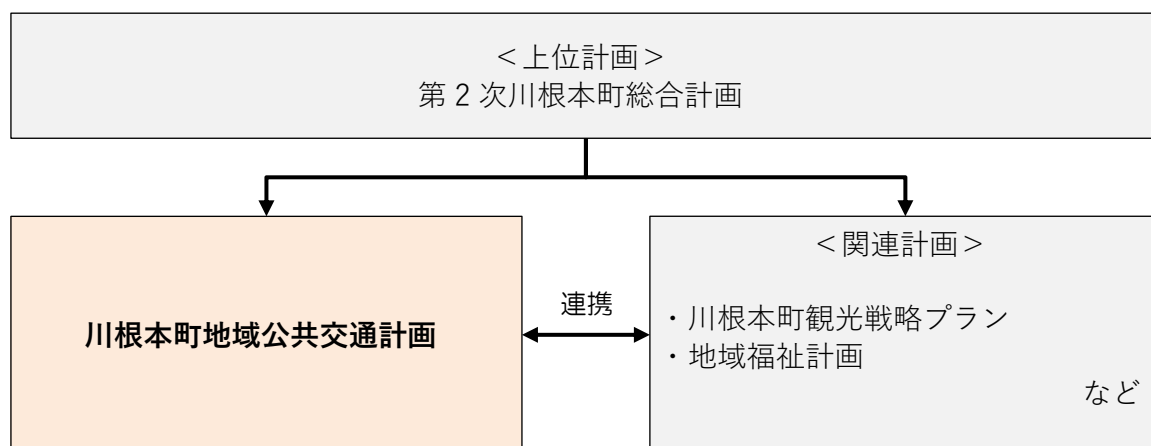


図 地域公共交通計画の位置づけ

3. 計画の対象区域

本計画の区域は、川根本町全域とします。なお、近隣市町を結ぶ広域交通については、関係自治体や交通事業者と連携を図ります。

4. 計画期間

計画期間は令和8年度から令和12年度の5年間とします。社会情勢やまちづくりに大きな変化が生じた場合は、適宜、改定を行います。

第2章 川根本町の地域公共交通の現状および課題

地域の現状や各種アンケート調査、上位・関連計画などを踏まえ、地域公共交通が抱える課題を以下のとおり整理しました。

課題1 交通弱者（高齢者・こども等）の暮らしを支える移動サービスの維持

川根本町では高齢化が進んでおり、町民の約半数が高齢者です。特に70歳以上が約6割を占め、移動手段の確保が重要な課題となっています。80歳以上の高齢者のうち約2割が運転免許の返納を考えている一方で、「移動が不便になるため返納を考えていない」と回答した人も約3割います。また、中学生の通学手段としてスクールバスを利用している割合は41.3%と一定の通学需要があります。高齢者の買い物や通院は午前中の利用が多く、この時間帯の移動手段の確保が求められています。

このような状況を踏まえ、高齢者が免許返納後も安心して移動できるよう、町内・町外の移動手段を確保する必要があります。スクールバスの運行を維持し、公共交通と通学需要を連携させることも重要です。また、買い物や通院の需要に応じて午前中の移動手段を重点的に整備する必要があります。住民向けの交通手段である町営バスやおでかけ号の利便性向上にも取り組んでいきます。

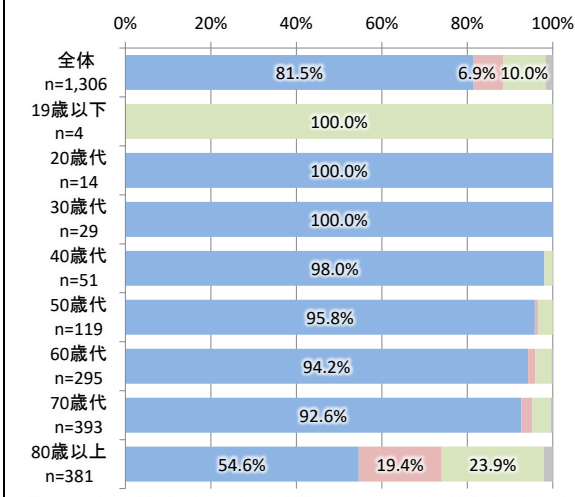


図 運転免許の保有状況
(町民アンケート)

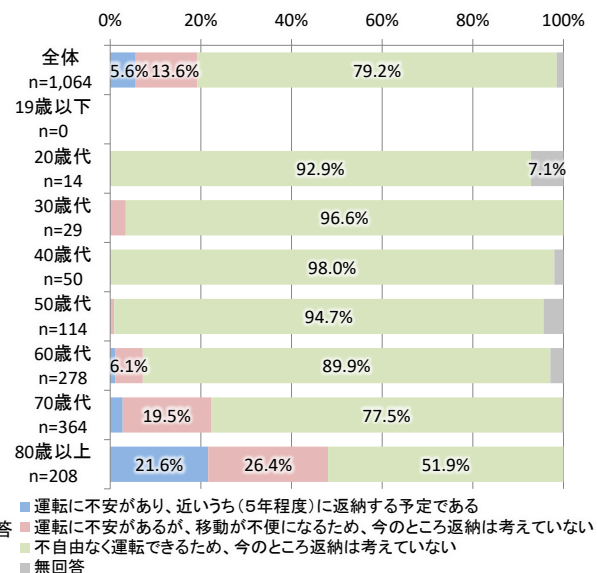


図 運転免許の返納意向
(町民アンケート)

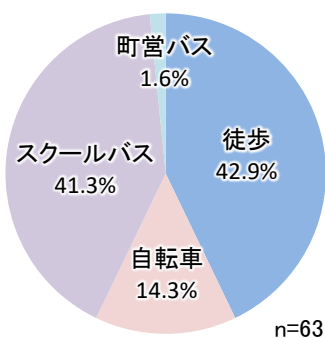


図 普段の通学手段
(中学生アンケート)

課題2 町外への移動手段の確保

町民の多くが島田市方面への移動を行っていますが、大井川鐵道が運休していることで移動手段が制限されています。町営バスの改善要望として、「千頭・家山線を島田市コミュニティバスと乗り継ぎしやすくしてほしい」という意見が41.5%を占めています。また、高校生の通学では「家の近くに停留所がない」「家を出る時間帯のバスがない」といった理由でバスを利用できないとの意見が多く、町外への通学負担が課題となっています。

この状況を改善するため、大井川鐵道の復旧を支援し、持続可能な運行体制を構築していく必要があります。島田市への移動利便性を向上させるため、町営バスと島田市コミュニティバスの接続を改善することも重要です。また、高校生の通学需要に対応するため、運行時間帯や停留所の配置を見直し、町外への移動を支える代替手段の導入も検討していきます。

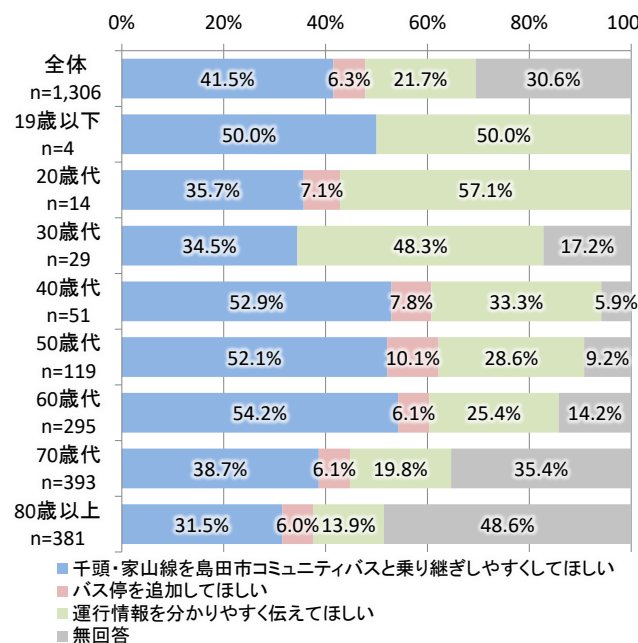


図 町営バスの改善要望（町民アンケート）

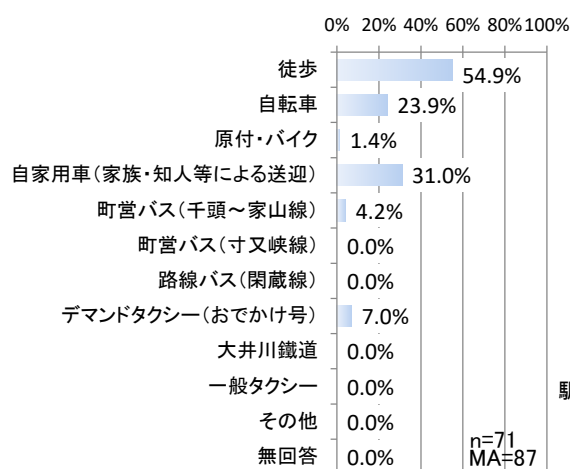


図 晴れ・曇りの日の通学手段
（高校生アンケート）

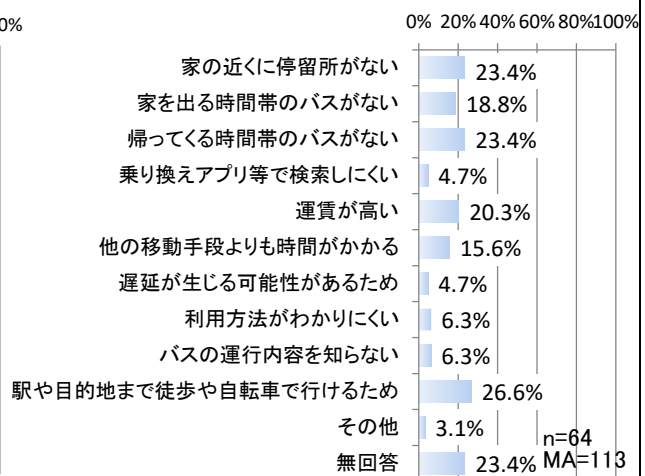


図 公共交通を利用しない理由
（高校生アンケート）

課題3 町内の商業施設・医療施設等への移動手段の維持

買い物や通院で、町内施設を利用する町民も多く、高齢になるほど町内で用事を済ませる傾向にあります。

町営バス利用者アンケートでは、利用目的として「通院」が約3割、「買い物(日用品)」が約5割となっており、特に午前中の移動需要が高い状況です。また、町営バスの満足度調査では、「日中時間帯の運行本数」に対する不満が約7割に達しています。町内施設まで公共交通で移動しにくい状況も見られ、バス停の距離が遠いことや運行頻度が低いことが課題となっています。

この課題に対処するため、午前中の移動需要に対応するダイヤ設定を見直し、利便性を向上させる必要があります。町内商業施設や医療機関へのアクセスを確保するため、バス停の新設や移設も検討していきます。さらに、既存の輸送手段である町営バスやおでかけ号を最適化し、移動しやすい環境を整えていきます。

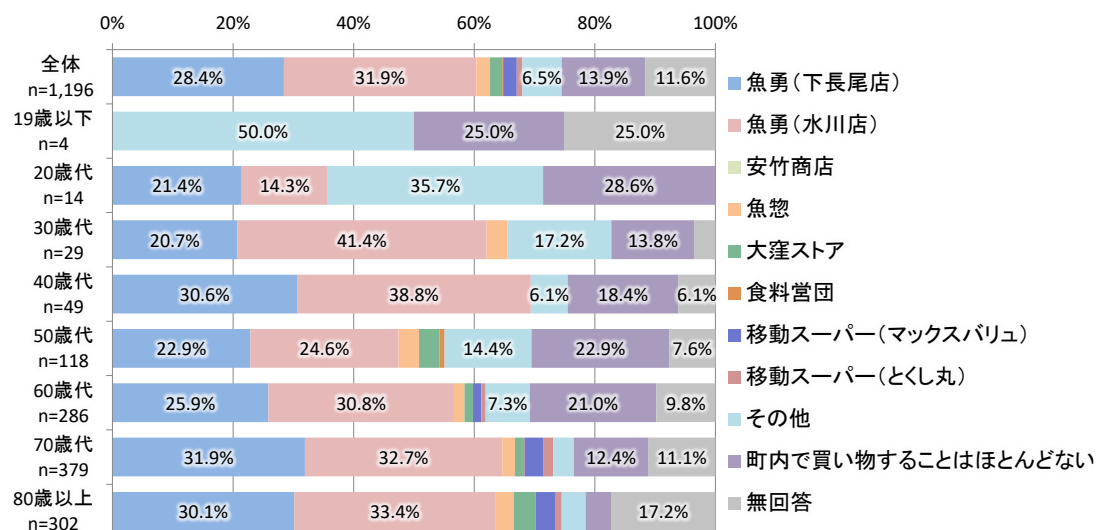


図 町内の買い物先（町民アンケート）

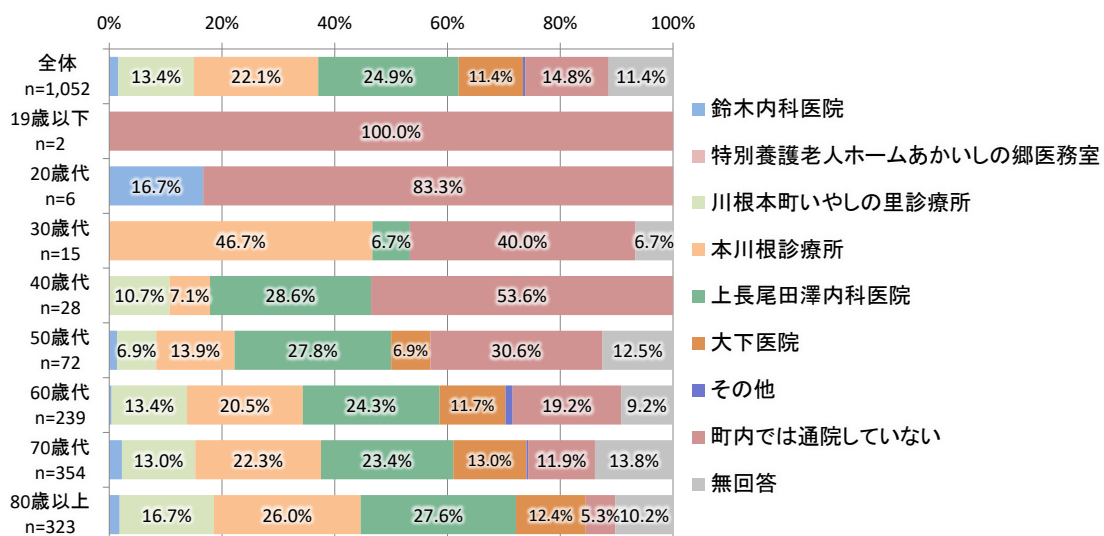


図 町内の通院先（町民アンケート）

課題4 人手不足を踏まえた町内輸送資源のフル活用

交通事業者ではドライバー不足が深刻化しており、ドライバーの高齢化も進んでいることから公共交通の担い手が不足している状況です(この状況は、今後も深刻化する見込みです)。

町民アンケートでは、一般ドライバーによる移動サービス(ライドシェア等)の利用意向が一定程度確認されており、高齢になるほど利用意向が高まる傾向にあります。また、ドライバー活動の意向がある町民も確認されています。

この課題に対応するため、地域内輸送資源の活用を推進し、町内交通の運行を支える仕組みをつくる必要があります。地域のボランティアドライバー制度の活用を検討するとともに、既存の輸送資源をフル活用するため、運行体系の効率化を進めていきます。



交通事業者

【交通事業者ヒアリングより】

- ・運転手が減っており、新規雇用も少ない。
- ・さらに、運転手の高齢化も進んでおり対応が必要。 など

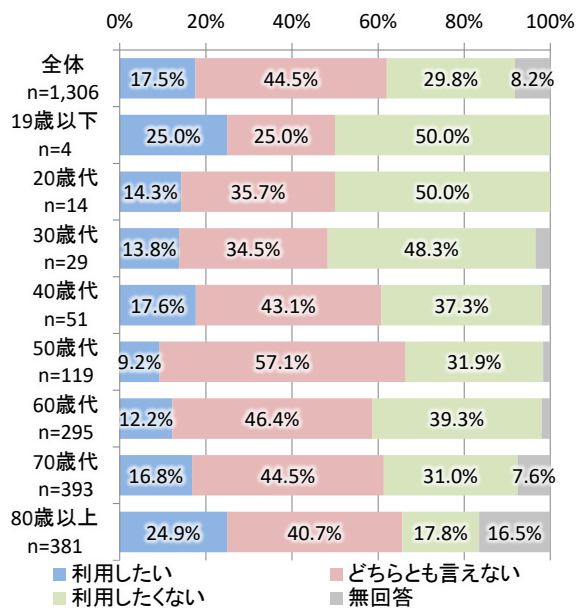


図 ライドシェアが導入された場合の利用意向
(町民アンケート)

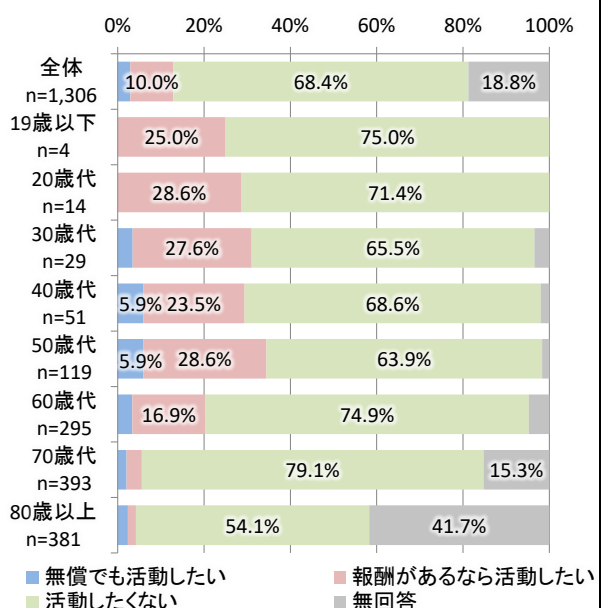


図 ライドシェアドライバーとしての活動意向
(町民アンケート)

課題5 町内輸送資源の役割分担による運行効率化

町内では、町営バス、スクールバス、外出支援サービス、おでかけ号など複数の移動手段が提供されていますが、それぞれの役割が重複していることが考えられます。

また、「運行情報を分かりやすく伝えてほしい」との意見が 41.2%あり、情報提供の強化が必要です。

この課題を解決するため、各輸送資源の役割を明確化し、運行ルートや時間帯を最適化していきます。また、住民に対して分かりやすい交通情報を提供し、利用しやすい環境を整備していきます。

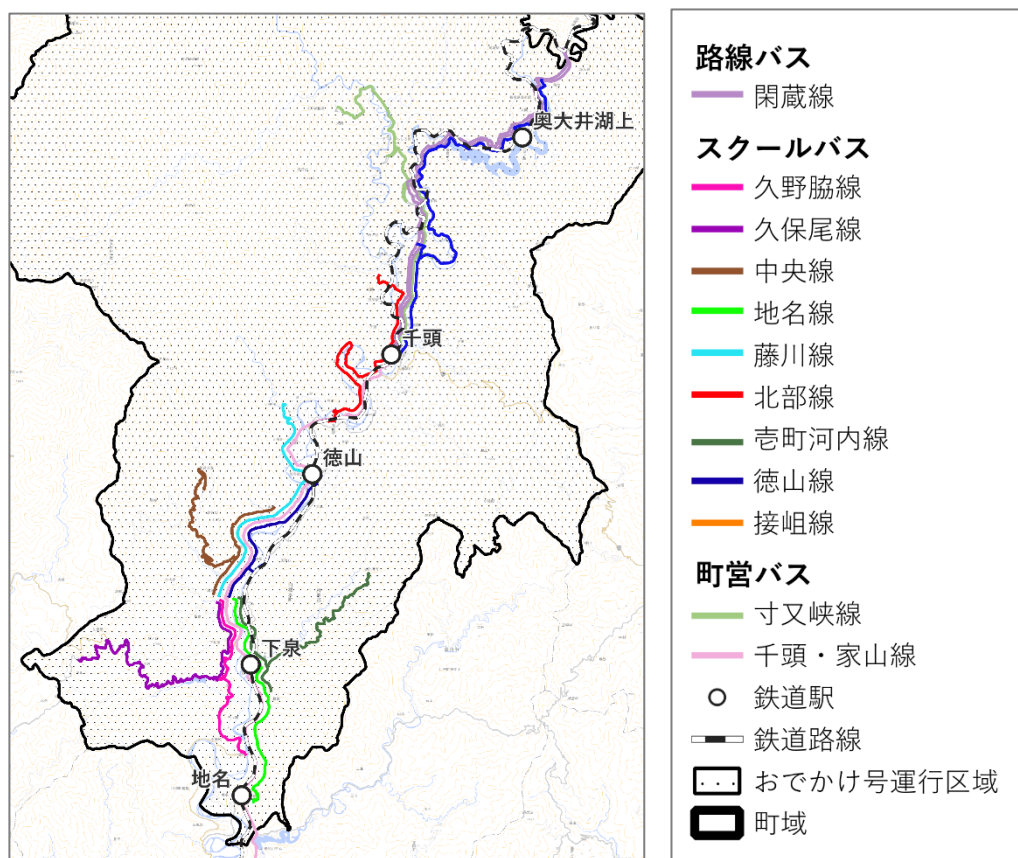


図 町内の公共交通サービス

名称	運行区間・エリア
大井川鐵道（本線）	金谷駅～千頭駅 ※一部区間運休中
大井川鐵道（井川線）	千頭駅～井川駅
路線バス（閑蔵線）	千頭駅～閑蔵駅
町営バス（千頭・家山線）	家山駅～千頭駅
町営バス（寸又峡線）	千頭駅～寸又峡温泉
おでかけ号	町内全域
スクールバス	町内 9 ルート

表 町内の公共交通サービス

課題6 まちづくり（観光・商業・定住等）と公共交通の連携

川根本町は年間 35 万人ほどの観光来訪者が訪れる地域ですが、町内の観光スポットは点在しており、それらを結ぶ移動手段が限られています。来訪者アンケートでは「公共交通が充実すれば、町内の観光スポットをもっと巡れる」との回答が約 5 割となっており、観光周遊に適した交通サービスの提供が求められています。また、定住促進に関する意見として「公共交通の充実が進学先の選択肢を広げる」との回答が約 4 割を占めており、教育環境の向上にも寄与する可能性があります。

この状況を改善するため、観光ルートに対応した公共交通の整備を進め、周遊しやすい環境をつくる必要があります。また、町内商業施設や学校へのアクセスを向上させ、定住促進にもつなげていきます。

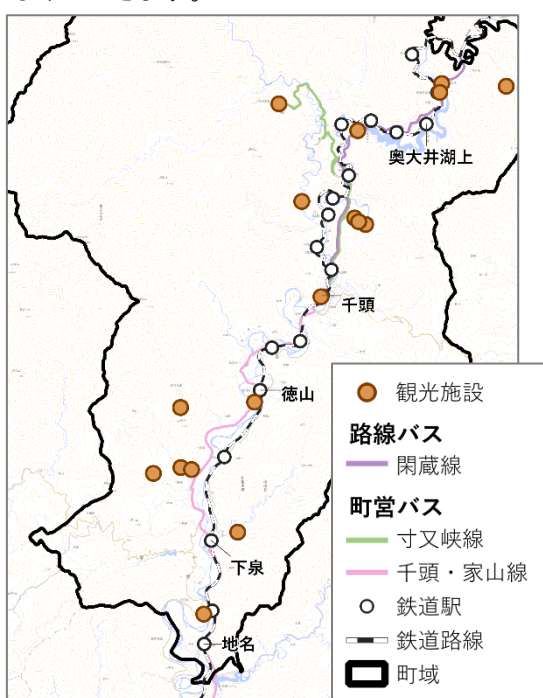


図 観光施設の分布図

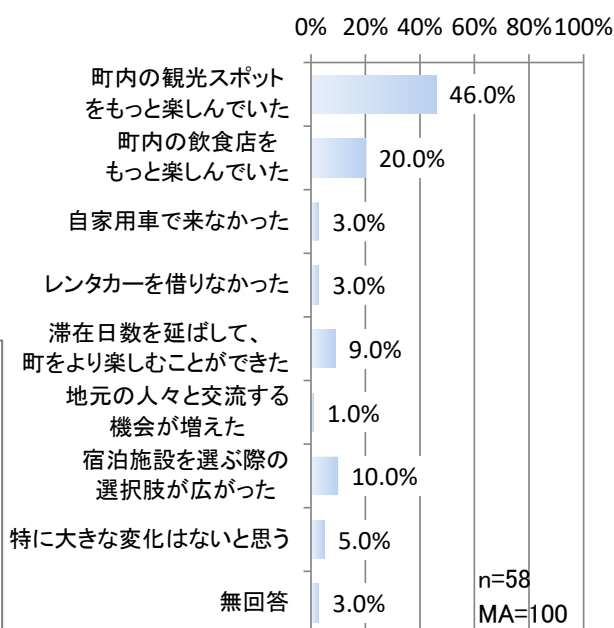


図 公共交通サービスが充実していた場合の行動の変化
(来訪者アンケート)

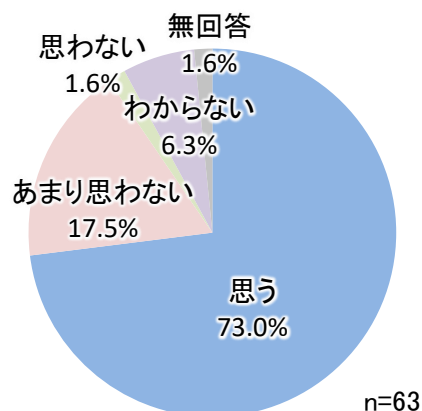


図 鉄道やバスを使った通学の利便性が向上した場合、卒業後の進路の選択肢が増える可能性
(中学生アンケート)

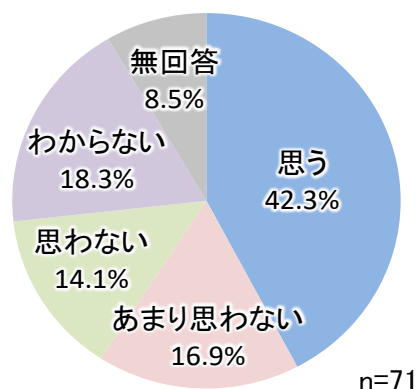


図 鉄道やバスを使った通学の利便性が向上した場合、卒業後の進路の選択肢が増える可能性
(高校生アンケート)

第3章 地域公共交通が目指す方向性

1. 基本理念

前項までの整理を踏まえ、本町の地域公共交通の基本理念を定めました。

＜川根本町地域公共交通の基本理念＞

暮らしとまちづくりを みんなで支える 持続可能な公共交通サービス

本町における公共交通は、高齢化の進行や自家用車依存の増加、交通資源の限られた状況の中で、住民一人ひとりの移動を支え、地域の魅力を高める重要な役割を担っています。しかし、その維持・発展のためには、行政や交通事業者だけでなく、地域住民や関係者が一体となって支えていく必要があります。

「みんなで支える」とは、住民・交通事業者・自治体が協力し、利用促進やサービス改善に向けた取組を行うことを意味します。例えば、住民が積極的に公共交通を利用することで運行の維持に貢献し、また、地域の課題に応じた新たな移動手段の導入を検討することで、より利便性の高い公共交通ネットワークを構築できます。

「持続可能な公共交通サービス」とは、将来にわたって安定的に運行できる交通体系を目指すことを指します。高齢者の移動手段の確保、通学・通院・買い物といった生活交通の充実、観光・商業の活性化を支えるサービスの提供など、多様なニーズに応えながら、効率的な運営を図ることが求められます。

本計画では、この理念を実現するために、地域に適した移動手段の維持・改善、関係者間の協力強化、交通サービスの利便性向上に取り組めます。地域の皆さまとともに、より良い公共交通サービスを実現させることを目指します。

2. 計画目標および評価指標

基本方針に沿った計画目標および評価指標を次のとおり定めました。

計画目標① 町外へのおでかけを支える公共交通サービスの提供

島田市方面への買い物や通院を支えるため、町外にアクセスする公共交通サービスを提供します。

目標達成状況を評価するための指標

町外交通(千頭・家山線)の本数(日あたり)	現況値:6 便 ⇒ 現況値以上
町外交通の利用者数(日あたり)	現況値:123 人/日 ⇒ 現況値以上

計画目標② 町内のおでかけを支える公共交通サービスの提供

日常の買い物や通院を支えるため、自宅から町内の商業施設・医療施設へのアクセスを支えることを目指します。

特に高齢者や小中高生等の交通弱者の移動を支えるサービスを提供します。

目標達成状況を評価するための指標

町内交通のサービス数	現況値:4 サービス ⇒ 5 サービス以上
町内交通の利用者数	現況値:14,697 人/年 ⇒ 現況値以上
※利用者数は寸又峡線(町民利用)、おでかけ号、新たな交通サービスを集計	
【現況値の内訳】	
寸又峡線の利用者数(町民利用)	2,659 人/年(令和6年度)
おでかけ号の利用者数	12,038 人/年(令和6年度)

計画目標③ 関係者間連携による一体的な公共交通サービスの提供

町・交通事業者だけでなく、地域住民やその他関係者が連携して、地域の皆さんの移動を支えます。

目標達成状況を評価するための指標

関係者会議の開催回数(年間)	現況値:3回 ⇒ 目標値:5 回以上
地域協働型交通に関する取組件数(累計)	現況値:0 件 ⇒ 目標値:2 件以上

計画目標④ まちづくりを支える公共交通サービスの提供

観光振興、商業活性化、移住定住等の他分野に影響を与える公共交通サービスを提供します。

目標達成状況を評価するための指標

他分野と連携した取組件数	現況値:0 件 ⇒ 目標値 1 件以上
寸又峡線の利用者数(観光客)	現況値:7,582 人/年 ⇒ 現況値以上

3. 目指す公共交通ネットワーク

基本方針、計画目標を踏まえ、公共交通ネットワークのイメージ、各公共交通サービスに求められる役割を下記のとおり、整理しました。



<公共交通の役割>

位置づけ	主な公共交通	役割	確保・維持策
町外交通	【大井川鐵道復旧前】 町営バス (千頭・家山線) 【大井川鐵道復旧後】 大井川鐵道本線 町営バス (千頭・家山線) ※町営バスと大井川鐵道の競合は配慮が必要です。	- 町外への広域的な移動を支えます。 - 交通拠点で町内交通と接続します。	- 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保します。 - 町営バス (千頭・家山線) については、地域公共交通確保維持事業 (幹線補助) を活用し持続可能な運行を目指します。
町内交通	町営バス (寸又峡線) 大井川鐵道井川線 おでかけ号 タクシー 新たな公共交通 (ライドシェアなど)	- 町内の移動 (自宅⇄生活関連施設、自宅⇄交通拠点など) を支える交通サービスです。 - 交通拠点で町外交通と接続します。	その他、おでかけ号や町営バス (寸又峡線) についても、国や県の補助事業の活用も行いながら、持続可能な運行を目指します。

<町内公共交通拠点の役割>

位置づけ	エリア・施設	役割
交通拠点	役場周辺・千頭駅	町外交通と町内交通をつなぎ、多くの利用者に快適な乗り継ぎ環境を提供します。

第 4 章 計画目標達成に向けた施策および事業

1. 事業一覧

基本方針および施策の方向性を踏まえ、施策・事業を下記のとおり整理しました。

施策	事業	取組概要	実施主体	計画目標（P.10）			
				①	②	③	④
施策 1 町外交通の維持	1-1 大井川鐵道復旧の支援 【復旧前の取組】	○ 交通事業者・県・沿線自治体等と協議・調整を行いながら、復旧に向けた取組を検討していきます。	町・交通事業者	●			●
	1-2 大井川鐵道の利便性向上 【復旧後の取組】	○ 町民が大井川鐵道を利用しやすくなる制度（町民割引等）を検討します。 ○ 町内交通によって、大井川鐵道本線の各駅にアクセスできるよう調整を図ります。	町・交通事業者	●			●
	1-3 町営バスの維持 【復旧前の取組】	○ 交通事業者等と協議・調整を行い、千頭・家山線、寸又峡線の維持を図ります。 ○ 利用状況に応じて、運行ルートやダイヤの見直し等を検討します。	町・交通事業者	●	●		
	1-4 町営バスの見直し検討 【復旧後の取組】	○ 大井川鐵道の復旧後は、大井川鐵道と町営バスのサービスが競合してしまうため、町と交通事業者で協議を行い、それぞれが担うべき役割を明確化した上で、町営バスの見直しを行います。 ※サービスが競合する場合、利用者を奪い合ってしまうため、双方にとって悪影響があります。	町・交通事業者	●	●	●	
	1-5 新たな広域交通の研究	○ 町外への移動を便利にする事例などを適宜収集し、本町における導入可能性を整理します。 ○ 必要に応じて、導入事例の視察を行います。	町		●		
施策 2 町内交通の充実	2-1 おでかけ号の維持・向上	○ 利用状況に応じて、運行ルートやダイヤの見直し等を行います。その他、予約システムの導入やスクールバス等との混乗も検討します。 【例】 かわねフォンと連動した予約の仕組みの検討 など	町・交通事業者		●	●	
	2-2 地域協働型交通の仕組みづくり	○ 地域協働型交通（地域ドライバーによる移動サービスなど）の導入推進に向けた仕組みの構築を行います。仕組みづくりと併せて、地域協働型交通の導入までのステップを示したガイドラインを作成し、地域住民に対して周知を行います。 ○ 農閑期の農家、冬季の観光人材等を対象としたドライバー呼びかけを行いながら、人材確保に努めます。	町・地域		●	●	
	2-3 新たな町内交通の研究	○ 町内の移動を便利にする事例などを適宜収集し、本町における導入可能性を整理します。 ○ 必要に応じて、導入事例の視察を行います。	町		●		
施策 3 交通・まちづくりの連携	3-1 交通サービス同士の連携強化	○ 町外交通と町内交通における乗り継ぎ時間の確保や待合環境の確保や乗り継ぎしやすい環境の整備を検討します。 ○ その他、町外の公共交通（島田市コミュニティバス等）とのダイヤ調整等を検討します。	町・交通事業者	●	●	●	
	3-2 交通と施設の連携強化	○ 商業施設・飲食店・医療施設・観光施設と協議調整を行い、公共交通を利用して施設まで行くことが便利になるような取組を検討します。 【例】 バスマップに各種施設を掲載する、バス利用者に対する施設割引制度を検討する など	町・交通事業者・地域	●		●	●
	3-3 関係者間会議の定期開催	○ 地域住民や地域団体、交通事業者、行政等が協力し、課題解決に向けた定期会議を開催し、各分野における移動の困りごとを把握し、できることから実行します。	町・交通事業者・地域			●	●
施策 4 公共交通の利用促進	4-1 情報発信の強化	○ 公共交通を知ってもらうための取組を行います。特に公共交通の必要性が高い“高校生”や“高齢者”、“観光来訪者”をメインターゲットとした周知を行います。 ○ また、大井川鐵道の復旧時期が明確になった時点で、その内容を町の広告媒体を活用して町民に周知します。復旧後は、大井川鐵道の便利な使い方等を周知しながら、大井川鐵道の利用促進を図ります。 ○ 若年層向けには、SNS 等を活用して発信します。高齢者層向けには、広報やかわねフォンを活用した情報発信を行います。 ○ 関係者と調整が可能である場合、学校や町内の集会等に出向き、公共交通の乗り方教室などを検討します。	町・交通事業者			●	
	4-2 利用機会の創出	○ 住民向けの公共交通体験イベントを開催し、利用促進を図ります。 ○ 乗車体験会や無料デーの継続実施を検討します。	町・交通事業者			●	

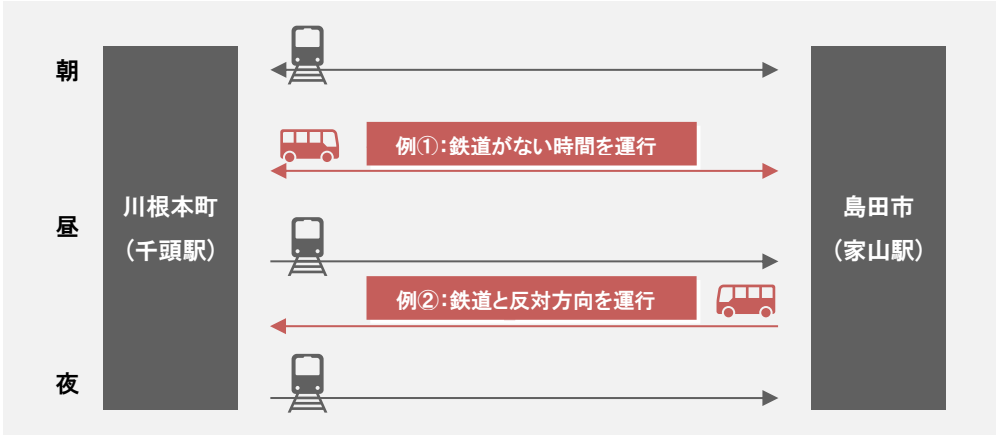
2. 事業の詳細

【施策1】 町外交通の維持

事業 1-1	大井川鐵道復旧の支援 【復旧前の取組】				
実施内容	■背景・目的 ・大井川鐵道は町外(例:島田市方面)との重要な交通手段であるが、現状は運休中であるため、住民・来訪者の移動手段が大きく制限されています。 ・公共交通の維持・向上および交通弱者(高齢者、子ども)の生活支援のため、復旧に向けた準備として、沿線自治体、交通事業者、県などと連携し、運行再開のための協議体制を整えることが求められます。 ■取組内容 ・交通事業者・県・沿線自治体等と協議・調整を行いながら、復旧に向けた取組を検討していきます。 ・復旧までの間、代替となるバス運行ルートの検討や、既存の町営バスとの連携体制の整備を進めます。 ・復旧に向けた具体的なスケジュール、必要な設備投資や運行体制の見直しについて、検討資料を作成し、定期的に状況を共有します。 ＜大井川鐵道の復旧について＞ ・計画策定時点では、令和10年度中に全線開通を目指しています。 ・交通事業者は、川根温泉笹間渡駅から北へ向かって、段階的に再開させる意向を示しています。 				
実施主体	町・交通事業者				
関連する計画目標	計画目標① 町外へのおでかけを支える公共交通サービスの提供 計画目標④ まちづくりを支える公共交通サービスの提供				
実施スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	復旧まで継続的に実施				

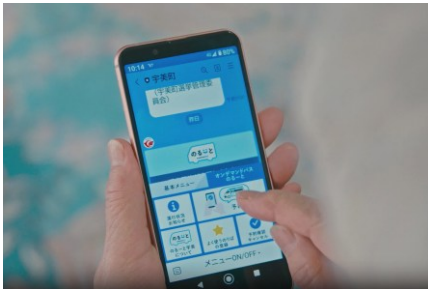
事業 1-2	大井川鐵道の利便性向上 【復旧後の取組】				
実施内容	■背景・目的 ・復旧後は、鉄道運行再開によって町外移動の基幹路線となる一方、既存の町営バス(千頭・家山線)とのサービス重複が懸念されます。 ・住民がスムーズに鉄道を利用できる環境を整えるとともに、利用促進策(例:町民割引制度など)を導入し、地域全体の移動利便性向上を図ります。 ■取組内容 ・町民が大井川鐵道を利用しやすくなる制度(乗客が利用しやすい切符・定期券のシステムなど)を検討します。 ・町内交通によって、大井川鐵道本線の各駅へのアクセス性向上や乗り継ぎダイヤの調整を図ります。 ・利用促進のためのプロモーション活動、地域住民向けの説明会の開催などを実施します。 ＜参考事例:石川県能美市＞ ・能美市では、IRいしかわ鉄道の定期券の利用者を対象に、能美市が運営するバスの定期券が半額で利用できる仕組みがあります。これは、住民の交通費負担を軽減するために、自治体が一定の補助金を投入して、割引分を負担している事例です。				
実施主体	町・交通事業者				
関連する計画目標	計画目標① 町外へのおでかけを支える公共交通サービスの提供 計画目標④ まちづくりを支える公共交通サービスの提供				
実施スケジュール	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	鉄道復旧のおよそ 1 年前から「取組内容を協議・調整」 ※復旧とともに利便性向上の取組を実施予定				

事業 1-3	町営バスの維持 【復旧前の取組】				
実施内容	■背景・目的 ・鉄道が運休中の現状、町外への主要な移動手段は町営バスですが、利用者アンケートからは運行本数やダイヤに対する不満が多く見受けられます。 ・交通弱者の移動支援や日常生活(通院・買い物・通学)の確保のため、町営バスの運行体制を維持しつつ、サービスの向上を図る必要があります。 ■取組内容 ・交通事業者等と協議・調整を行い、千頭・家山線、寸又峡線の維持を図ります。 ・利用状況に応じて、運行ルートやダイヤの見直し等を検討します。 ・地域公共交通確保維持事業(地域間幹線補助)などの公的支援制度を活用し、運行の安定化と将来的なサービス拡充を検討します。				
実施主体	町・交通事業者				
関連する計画目標	計画目標① 町外へのおでかけを支える公共交通サービスの提供 計画目標② 町内のおでかけを支える公共交通サービスの提供				
実施スケジュール	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	調整・実施	効果検証	必要に応じて、随時見直し		

事業 1-4	町営バスの見直し検討【復旧後の取組】				
実施内容	■背景・目的 ・大井川鐵道復旧後、町営バスと鐵道との役割分担が求められます。両者が重複することで利用者の取り合いが発生するリスクを回避し、各々の強みを生かした運行体制に再編する必要があります。 ・効率的な交通資源の運用と、住民にとっての最適な移動手段の提供が目的です。 ■取組内容 ・大井川鐵道の復旧後は、大井川鐵道と町営バスのサービスが競合してしまうため、町と交通事業者で協議を行い、それぞれが担うべき役割を明確化した上で、町営バスの見直しを行います。 ・交通事業者および関係部署と協議を重ね、利用者の意見を反映した見直し策を策定します。 ※地域の皆さんとの意見交換では、「町外に行ける公共交通は2時間に1本程度必要ではないか」とご意見があったため、サービス水準検討時の参考にします。 <イメージ図> 				
実施主体	町・交通事業者				
関連する計画目標	計画目標① 町外へのおでかけを支える公共交通サービスの提供 計画目標② 町内のおでかけを支える公共交通サービスの提供 計画目標③ 関係者間連携による一体的な公共交通サービスの提供				
実施スケジュール	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	鐵道復旧のおよそ 1 年前から「取組内容を協議・調整」 ※復旧とともに利便性向上の取組を実施予定				

事業 1-5	新たな広域交通の研究				
実施内容	■背景・目的 ・町民アンケートでも、島田市方面など町外への移動手段の確保が強く求められています。 ・既存の鉄道・バスサービスに加え、新たな広域交通サービスを検討することで、町外との連携強化と地域全体の交通利便性向上を図ります。 ■取組内容 ・町外への移動を便利にする事例などを適宜収集し、本町における導入可能性を整理します。 ・必要に応じて、導入事例の視察を行います。 ・導入に至る場合、交通事業者等との連携枠組み等を検討し、実証運行を実施しながら、本町における適正を確認します。				
実施主体	町・交通事業者				
関連する計画目標	計画目標② 町内のおでかけを支える公共交通サービスの提供				
実施スケジュール	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	適宜実施				

【施策2】町内交通の充実

事業 2-1		おでかけ号の維持・向上					
実施内容	■背景・目的 ・おでかけ号は、住民の買い物や通院を支える重要な移動手段です。 ・現行サービスの改善を図ることで、高齢者を中心とした移動手段の確保を目指します。 ■取組内容 ・利用状況に応じて、運行ルートやダイヤの見直し等を行います。その他、予約システムの導入やスクールバス等との混乗も検討します。 ・運行ルートやダイヤの再検討、予約システムの導入などを通じ、利用者が利用しやすいサービスに改良することを検討します。 ・利用実績や利用者の意見をもとに、サービス内容見直しを実施します。 ＜取組イメージ＞ ・かわねフォンと連動した予約の仕組みの検討 など ＜参考事例(福岡県宇美町)＞ ・福岡県宇美町では、町の公式LINEを通じて、デマンド交通を予約できる仕組みを導入しました。 						
	実施主体 町・交通事業者						
	関連する計画目標		計画目標② 町内のおでかけを支える公共交通サービスの提供 計画目標③ 関係者間連携による一体的な公共交通サービスの提供				
	実施スケジュール	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	
調整・実施		効果検証	必要に応じて見直し				

事業 2-2	地域協働型交通の仕組みづくり														
実施内容	■背景・目的 ・交通事業者のドライバー不足や高齢化、及び住民の移動サービス利用意向の中で、地域住民自らが交通サービスに参加する仕組みづくりが求められます。 ・住民主体のライドシェアやボランティアドライバー制度を確立することで、地域全体の移動支援体制を強化することが求められています。 ■取組内容 ・地域協働型交通（地域ドライバーによる移動サービスなど）の導入推進に向けた仕組みの構築を行います。仕組みづくりと併せて、地域協働型交通の導入までのステップを示したガイドラインを作成し、地域住民に対して周知を行います。 ・農閑期の農家、冬季の観光人材等を対象としたドライバー呼びかけを行いながら、人材確保に努めます。また、地域住民の参加意向を踏まえたガイドラインの作成、実証などを実施します。 ・住民向け説明会やワークショップを開催し、地域協働型交通の認知度向上と運用モデルの確立を目指します。 ＜ライドシェアについて＞ ・ライドシェアには、公共ライドシェア・日本版ライドシェアの2種類あります。 ・公共ライドシェアは、一般的には既存公共交通（バス・タクシー）の供給が充分になされていない地域で運用されています。例えば、タクシー事業者もほとんどいない地域において、交通空白を埋める手段として公共団体、NPO等が運行することが想定されています。日本版ライドシェアは、オーバーツーリズムなどの影響により、既存タクシー台数では供給が不足する場合に、タクシー事業者等の管理により自家用車による運行を認めるものです。タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、地域の自家用車・一般ドライバーを活用して不足分を供給します。 表 公共ライドシェア概要 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>利用者</td><td>＜交通空白地＞ 地域住民・観光客 ＜福祉＞ 介護を必要とする者</td></tr><tr><td>提供体制</td><td>運送主体：市町村、NPO 法人 等 使用車両：自家用車（白ナンバー） ドライバー：第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講が必要</td></tr><tr><td>運送の対価</td><td>法律により、「実費の範囲内」の収受が認められている。</td></tr><tr><td>登録要件</td><td>① 安全体制を確保すること。 （運行管理・整備管理の責任者の選任 等） ② 地域の関係者において協調が図られること。 ※ 地域住民、地方公共団体、NPO、交通事業者 等</td></tr></table>					項目	内容	利用者	＜交通空白地＞ 地域住民・観光客 ＜福祉＞ 介護を必要とする者	提供体制	運送主体：市町村、NPO 法人 等 使用車両：自家用車（白ナンバー） ドライバー：第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講が必要	運送の対価	法律により、「実費の範囲内」の収受が認められている。	登録要件	① 安全体制を確保すること。 （運行管理・整備管理の責任者の選任 等） ② 地域の関係者において協調が図られること。 ※ 地域住民、地方公共団体、NPO、交通事業者 等
	項目	内容													
	利用者	＜交通空白地＞ 地域住民・観光客 ＜福祉＞ 介護を必要とする者													
	提供体制	運送主体：市町村、NPO 法人 等 使用車両：自家用車（白ナンバー） ドライバー：第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講が必要													
	運送の対価	法律により、「実費の範囲内」の収受が認められている。													
登録要件	① 安全体制を確保すること。 （運行管理・整備管理の責任者の選任 等） ② 地域の関係者において協調が図られること。 ※ 地域住民、地方公共団体、NPO、交通事業者 等														
実施主体	町・交通事業者														
関連する計画目標	計画目標② 町内のおでかけを支える公共交通サービスの提供 計画目標③ 関係者間連携による一体的な公共交通サービスの提供														
実施スケジュール	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度										
	制度設計およびガイドライン作成	周知および実施地域の募集・導入支援 （説明会等の実施、ワークショップの実施など）													

事業 2-3		新たな町内交通の研究				
実施内容	■背景・目的 ・既存の町営バスや鉄道に加え、町内での細かな移動手段（例：カーシェアなど）の導入検討が、利用者の利便性向上に資すると考えられます。 ・多様なニーズに応じた新たな移動手段を実現することで、町内交通の充実を目指します。 ■取組内容 ・町内の移動を便利にする事例などを適宜収集し、本町における導入可能性を整理します。 ・必要に応じて、導入事例の視察を行います。 ・利用者アンケートや試行実験を通じたニーズの把握、各モデルのコスト・効果分析を実施します。 ＜参考事例(静岡県小山町)＞ ・静岡県小山町では、鉄道からの二次交通不足の解消に向けて、民間事業者との協力により、駅前にカーシェアサービスを開始しました。町内に訪れる出張や観光を始めとした来訪者や、近隣住民の移動手段として活用されることで、公共交通の利用促進につながり、脱炭素社会実現に向けた効果が期待されています。 サービス内容 ・登録無料 ・15分220円から利用可能 ・スマホから予約＆利用精算が可能 ・24時間いつでも利用可能 ・車両の施錠＆解除もスマホで簡単操作					
						
	実施主体	町・交通事業者				
	関連する計画目標	計画目標② 町内のおでかけを支える公共交通サービスの提供				
実施スケジュール	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	
	適宜実施					



【施策3】 交通・まちづくりの連携

事業 3-1	交通サービス同士の連携強化				
実施内容	■背景・目的 ・鉄道、町営バス、おでかけ号、タクシー等、多様な公共交通サービスが個別に運行しています。 ・公共交通サービス間の連携を強化することで、一体的かつシームレスな移動ネットワークを実現し、公共交通の利便性向上・運行効率の向上を図ります。 ■取組内容 ・町外交通と町内交通における乗り継ぎ時間の確保や乗り継ぎしやすい環境の整備を検討します。 ・その他、町外の公共交通（島田市コミュニティバス等）とのダイヤ調整等を検討します。 ・リアルタイム運行情報の共有システムの導入や、共通の案内媒体の整備を推進します（事業4-1と連動）。 ＜参考事例（静岡県沼津市）＞ ・静岡県沼津市では、複数事業者の路線バスが乗り入れる沼津駅前で、市民と専門家が協働し案内表示を統一しました。 ・乗り場を系統別に再編し、バス路線図・時刻表を一体的に掲示しています。				
実施主体	町・交通事業者				
関連する計画目標	計画目標① 町外へのおでかけを支える公共交通サービスの提供 計画目標② 町内のおでかけを支える公共交通サービスの提供 計画目標③ 関係者間連携による一体的な公共交通サービスの提供				
実施スケジュール	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	調整	実施	効果検証	必要に応じて見直し	

事業 3-2	交通と施設の連携強化				
実施内容	■背景・目的 - 交通を利用することで施設利用がより魅力的となるよう、双方の連携を強化し、地域活性化と利便性向上を目指します。 ■取組内容 - 商業施設・飲食店・医療施設・観光施設と協議調整を行い、公共交通を利用して施設まで行くことが便利になるような取組を検討します。 - バス路線図や案内媒体に、主要施設の情報を掲載し、施設との連携キャンペーン（施設割引制度など）を検討します。 - 各施設との協議を通じ、公共交通利用者向けの特典や連動イベントを企画します。 - 運行時間帯と施設の営業時間との調整、連携情報の統合システムの導入も視野に検討します。 ＜参考事例（長崎県島原市）＞ - 長崎県島原市では、地域DMOである「株式会社島原観光ビューロー」が主体となり、鉄道（平日版）やバス（土日祝版）のフリー乗車券と観光ガイドブックをセットにしたチケットを販売しました。				
実施主体	町・交通事業者				
関連する計画目標	計画目標① 町外へのおでかけを支える公共交通サービスの提供 計画目標③ 関係者間連携による一体的な公共交通サービスの提供 計画目標④ まちづくりを支える公共交通サービスの提供				
実施スケジュール	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	調整	実施	効果検証	必要に応じて見直し	

事業 3-3	関係者間会議の定期開催				
実施内容	■背景・目的 ・本計画の推進には、町、交通事業者、地域住民、その他関係者が一体となって取り組む必要があります。 ・定期的な会議（川根本町地域公共交通会議など）を通じ、現状の進捗確認や課題抽出、改善策の議論を行い、柔軟かつ迅速な対応体制を構築することが求められます。 ■取組内容 ・地域住民や地域団体、交通事業者、行政等が協力し、課題解決に向けた定期会議を開催し、各分野における移動の困りごとを把握し、できることから実行します。 ・定例会議の開催スケジュールを設定し、各事業の進捗報告と意見交換の場を定期的に設けます。 ・参加者の意見を反映した改善提案の取りまとめと、本計画のPDCAサイクルを運用する仕組みを確立します。 ＜川根本町地域公共交通会議について＞ ・川根本町地域公共交通会議は、町内のバスやデマンド交通など公共交通に関する計画・運行・連携について、町・交通事業者・住民代表等が協議・調整する会議体です。 ・構成員やこれまでの検討経過は資料編に掲載しています。 				
実施主体	町・交通事業者				
関連する計画目標	計画目標③ 関係者間連携による一体的な公共交通サービスの提供 計画目標④ まちづくりを支える公共交通サービスの提供				
実施スケジュール	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	適宜実施				

【施策4】公共交通の利用促進

事業 4-1	情報発信の強化					
実施内容	■背景・目的 ・市内の公共交通サービスに対して、認知されていない状況もみられ、アンケートの中でも「運行情報が分かりにくい」といった意見が多くあります。 ・公共交通の必要性や各サービスの利用方法を、住民・観光来訪者に広く周知することで、利用促進と利便性向上を図ります。 ■取組内容 ・公共交通マップや周知チラシの配布等、公共交通を知ってもらうための取組を行います。 ・特に公共交通の必要性が高い“高校生”や“高齢者”、“観光来訪者”をメインターゲットとした周知を行います。 ・大井川鐵道の復旧時期が明確になった時点で、その内容を町の広告媒体を活用して町民に周知します。復旧後は、大井川鐵道の便利な使い方等を周知しながら、大井川鐵道の利用促進を図ります。 ・若年層および観光来訪者向けには、SNS等を活用して発信します。高齢者層向けには、広報やかかわねフォンを活用した情報発信を行います。 ・関係者と調整が可能である場合、学校や町内の集会等に出向き、公共交通の乗り方教室などを検討します。 ＜参考事例(千葉県旭市)＞ ・千葉県旭市では、市内を運行する公共交通のダイヤや運行ルートを1つの冊子にまとめ、全戸配布をしているほか、市役所、旭中央病院、公民館などの公共施設で配布しています。					
実施主体	町・交通事業者					
関連する計画目標	計画目標③ 関係者間連携による一体的な公共交通サービスの提供					
実施スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	各種取組と連動して、随時実施する					

事業 4-2	利用機会の創出				
実施内容	■背景・目的 ・公共交通サービスの魅力を体験してもらう機会を増やすことで、普段の利用促進や潜在需要の掘り起こしを目指します。 ・特に、公共交通に馴染みの薄い若年層に向けて、利用促進に向けた体験イベントを通じ、利用意識の向上を図ります。 ■取組内容 ・住民向けの公共交通体験イベントを開催し、利用促進を図ります。 ・乗車体験会、無料デー、地域イベントとの連動企画など、住民が気軽に公共交通を体験できる機会を提供します。 ・参加者のフィードバックをサービス改善の検討材料とします。 ・町内外の観光・レジャー施設と連携し、公共交通利用時の割引や特典制度の導入を検討します(事業3-2と連動)。 ＜参考事例(静岡県)＞ ・静岡県では、県内全ての小学生が無料でバスに乗れるバス無料デーを令和6年12月7日(土曜)～8日(日曜)に実施しました。 ・バス無料デーと合わせ、県内各地で特典やサービスが受けられるイベントを開催しました。 				
実施主体	町・交通事業者				
関連する計画目標	計画目標③ 関係者間連携による一体的な公共交通サービスの提供				
実施スケジュール	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	実施(年 1 回以上)				

3. 実施スケジュール

施策	事業	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
施策 1 町外交通 の維持	1-1 大井川鐵道復旧の支援 【復旧前の取組】	復旧まで継続的に実施				
	1-2 大井川鐵道の利便性向上 【復旧後の取組】	鐵道復旧のおよそ 1 年前から「取組内容を協議・調整」 ※復旧とともに利便性向上の取組を実施予定				
	1-3 町営バスの維持 【復旧前の取組】	調整・ 実施	効果 検証	必要に応じて、随時見直し		
	1-4 町営バスの見直し検討 【復旧後の取組】	鐵道復旧のおよそ 1 年前から「取組内容を協議・調整」 ※復旧とともに運行内容を見直し予定				
	1-5 新たな広域交通の研究	適宜実施				
施策 2 町内交通 の充実	2-1 おでかけ号の維持・向上	調整・ 実施	効果 検証	必要に応じて見直し		
	2-2 地域協働型交通の仕組みづくり	ガイドブック作成	導入地域への支援			
	2-3 新たな町内交通の研究	適宜実施				
施策 3 交通・まちづくりの 連携	3-1 交通サービス同士の連携強化	調整	実施	効果 検証	必要に応じて見直し	
	3-2 交通と施設の連携強化	調整	実施	効果 検証	必要に応じて見直し	
	3-3 関係者間会議の定期開催	適宜実施				
施策 4 公共交通 の利用促進	4-1 情報発信の強化	各種取組と連動して、随時実施				
	4-2 利用機会の創出	実施(年に 1 回以上)				

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

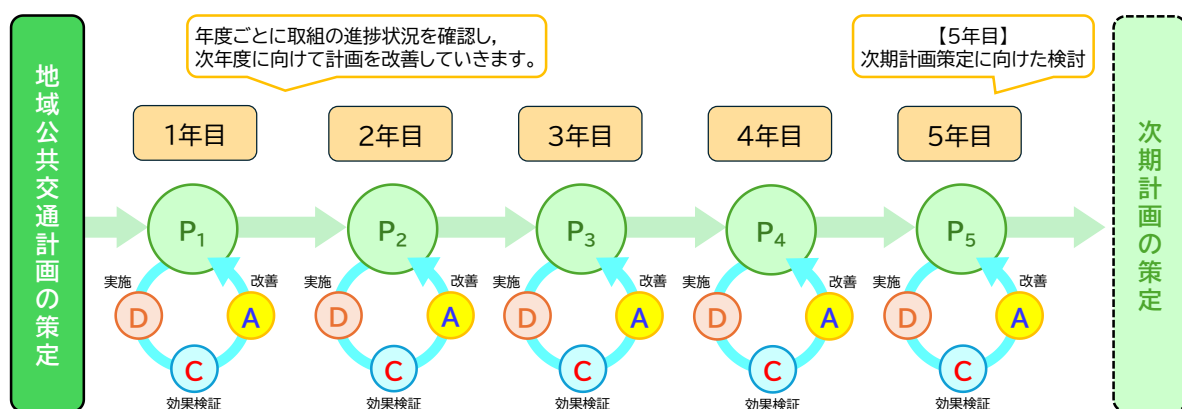
川根本町地域公共交通会議において、毎年度、取組の実施状況の確認、効果検証や取組の改善案等について協議を行います。

また、計画期間における社会情勢の変化を踏まえ、見直しが必要な場合は、上位・関連計画との整合を図りつつ、計画の改訂を行っていきます。

推進組織	構成員	役割
川根本町 地域公共交通会議	交通事業者、警察、 国の交通施策担当者、 学識経験者等	本計画に位置づけた取組の実施状況の確認、効果検証や取組の改善案等について協議し、計画の進行管理を行います。 また、必要に応じて、計画の改定に係る協議を行います。

2. 進捗管理手法

目標に応じた評価指標の達成状況や取組の進捗状況を確認し、PDCAサイクル【計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→見直し(Action)】による計画の進行管理を行います。



資料編

1. 検討体制・経緯

(1)川根本町地域公共交通会議

区分	所属・役職	氏名	備考
中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名をする者	中部運輸局静岡運輸支局 首席運輸企画専門官	八木 雅子	
静岡県警察	島田警察署交通課長	櫻井 和美	
静岡県道路管理者	島田土木事務所長	沼野 克史	
静岡県	静岡県交通基盤部都市局 地域交通課長	片山 広文	
一般社団法人静岡県バス協会	一般社団法人静岡県バス協会 専務理事	中山 國光	
一般乗合旅客自動車 運送事業者	株式会社大鉄アドバンス 取締役タクシー乗合バス事業部長	伊藤 和則	
一般貸切(乗用)旅客 自動車運送事業者	株式会社大鉄アドバンス 大鉄タクシー千頭営業所長	芹澤 健一	
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体	株式会社大鉄アドバンス 大鉄タクシー労働組合執行委員長	新聞 均	
住民又は利用者の代表	川根本町バス路線対策委員長	前田 修児	
住民又は利用者の代表	バス路線対策委員会委員 川根本町民生委員	大村 富子	
住民又は利用者の代表	バス路線対策委員会委員 川根本町民生委員	中村 玲子	
住民又は利用者の代表	川根本町商工会事務局長	平口 慶喜	
住民又は利用者の代表	社会福祉法人川根本町社会 福祉協議会事務局長	藪下 和英	
住民又は利用者の代表	川根本町いきいきクラブ連合会長	諸田 強	
学識経験者	南山大学総合政策学部教授	石川 良文	
町長	川根本町長	藺田 靖邦	会長
川根本町	総務課長	澤口 誠一郎	
川根本町	経営戦略課長	坂下 誠	
川根本町	高齢者福祉課長	竹野 克彦	
川根本町	観光交流課長	神谷 毅	
川根本町	教育総務課長	柴 亨	

※計画策定時点(令和7年10月時点)

(2)川根本町バス路線対策委員会

区分	所属・役職	氏名	備考
住民の代表	奥泉区長	芦澤 弘美	
住民の代表	大間区長	佐藤 淑彦	
住民の代表	千頭東区長	大村 久一	
住民の代表	上岸区長	寺田 三根生	
住民の代表	上長尾区長	前田 修児	委員長
住民の代表	久保尾区長	大石 直弘	
住民の代表	地名区長	竹本 直之	
住民の代表	有識者	鈴木 多津枝	
民生委員	川根本町民生委員	中村 玲子	
民生委員	川根本町民生委員	大村 富子	
学校の代表	三ツ星学園校長	山下 富士夫	
学校の代表	川根高等学校長	桑原 克之	

※計画策定時点(令和7年10月時点)

(3)検討経緯

日時	議題
第1回 (令和6年10月1日)	○ 公共交通の現状について ○ 地域公共交通計画の想定案及び各種アンケート案について
第2回 (令和6年12月25日)	○ 地域別意見交換会開催結果及び各種アンケート調査結果 ○ 川根本町地域公共交通計画の全体像(12月時点)
第3回 (令和7年3月26日)	○ 令和6年度中部運輸局における第三者評価委員会について ○ 川根本町地域公共交通計画素案(3月時点)について
第4回 (令和7年7月15日)	○ 公共交通の現状について ○ 川根本町地域公共交通計画素案(6月時点)について

2. 各種調査

(1)町民アンケート調査

目 的	地域の移動状況や問題点等を把握するため。 把握した内容をアンケート調査設計に活用するため。
期 間	令和6年 11 月 18 日(月)～11 月 26 日(火)
対 象 者	町内全世帯(2,681 世帯)
実施方法	郵送配布、郵送・WEB 回収

(2)中高生アンケート調査

目 的	中高生の移動状況や問題点等を把握するため。 把握した内容をアンケート調査設計に活用するため。
期 間	令和6年11月16日(月)～11月29日(金)
対 象 者	町内の中学生(三ツ星学園、光の森学園)、川根高校の生徒
実施方法	WEB 回答・WEB 回収

(3)町営バス利用者アンケート調査

目 的	利用者の移動状況や問題点等を把握するため。 把握した内容をアンケート調査設計に活用するため。
期 間	留め置き調査: 令和6年11月22日(金)～12月3日(火) 乗り込み調査: 令和6年11月22日(金)
対 象 者	町営バス(寸又峡線、千頭・家山線)の利用者
実施方法	・調査票を車内に留め置きし、郵送回収(休日含み2週間程度) ・調査員(川根本町職員)が乗り込み聞き取り・配布(平日1日)

(4)おでかけ号利用者アンケート調査

目 的	利用者の移動状況や問題点等を把握するため。 把握した内容をアンケート調査設計に活用するため。
期 間	令和6年11月22日(金)～12月3日(火)
対 象 者	おでかけ号の利用者
実施方法	調査票を車内に留め置きし、郵送回収(休日含み2週間程度)

(5)来訪者アンケート調査

目 的	来訪者の移動状況や問題点等を把握するため。 把握した内容をアンケート調査設計に活用するため。
期 間	令和6年11月22日(金)～12月4日(水)
対 象 者	川根本町の来訪者
実施方法	町内の観光施設(鉄道駅や音戯の郷、宿泊施設等)にアンケート調査票を留め置き、郵送回収・WEB 回収とした。

(6)住民ワークショップ

目 的	地域住民の視点を踏まえて、地域公共交通の課題整理、施策事業のブラッシュアップを行うため。
期 間	第1回:令和6年10月3日～4日(計2回) 第2回:令和7年4月24日～25日(計2回) ※旧中川根地区、旧本川根地区で各2回ずつ実施
対 象 者	各地区の代表者(各地区14名)
実施方法	班に分かれて、各地域の移動に関する困りごとや施策事業(案)について、意見交換を行った。  

3. 用語解説

用語	意味
オーバーツーリズム	観光客数が地域の収容能力や住民の許容度を超え、環境悪化・生活の質低下・観光体験の価値損失などを招く状態。
カーシェア	登録した会員が必要な時間だけ共用車両を予約し、無人で貸し借りして利用する自動車の共同利用サービス。
公共ライドシェア	交通空白地域で自治体・NPO 等が主体となり、住民ドライバーが提供する自家用有償運送。
交通拠点	町外交通と町内交通など複数の交通手段を乗り継げる駅・バスターミナル等の乗換・待合施設。
交通サービス	住民や来訪者の移動需要を満たす鉄道やバス、タクシー・ライドシェアなどの総称。
交通弱者	高齢者、子ども、免許返納者など、移動手段の選択肢が限られる方々。
コミュニティバス	市町村などが主体となって運行する、地域の日常生活を支える交通サービス。
シームレス	切れ目や段差がなく一体的につながっていること。交通やサービスを乗り継ぎ・手続きのストレスなく利用できる状態を指す。
地域協働型交通	住民・交通事業者・自治体が役割分担し、地域主体で運行・維持する移動サービスの総称。
地域 DMO	Destination Management／Marketing Organization(観光地域づくり法人)の略。地域の多様な関係者を束ね、データとマーケティングに基づく観光地経営を担う主体。
デマンド交通	利用者の予約に応じて運行ルートや時間を柔軟に変える乗合型の交通サービス。
日本版ライドシェア	タクシー不足を補うため、タクシー事業者管理下で自家用車が有償運送を行う制度。
フレームワーク	思考や分析・計画を体系化する枠組み。
PDCA サイクル	Plan→Do→Check→Action の4段階で計画を進め、評価・改善を繰り返す管理手法。

※五十音順

川根本町地域公共交通計画

発行: 令和7年10月

川根本町くらし環境課

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾627

電話: 0547-56-2236 FAX: 0547-56-1117